

東京都農業政策に関する建議

～農地の有効活用に向け認定農業者の経営改善に対する重点的支援を～

現在、都内では 36 区市町村で 1,500 を超える経営体が認定農業者の認定を受けており、これらの経営は農業経営改善計画の目標達成に向け真剣に努力している。区市町村では認定農業者を地域農業の中核として位置付け、独自の支援策を構築するなどして経営改善の後押しを積極的に行っているが、財政難のなかでその支援は限定的にならざるを得ない。

認定農業者が将来にわたって意欲を持ち農業経営の発展に邁進することは、農地の保全と有効活用にもつながるものであり、農業振興の要である。よって、東京都においては認定農業者を重点的に支援する体制を強化されるよう、下記のとおり東京都農業会議第 111 回総会の総意をもって建議する。

記

1. 認定農業者に対する支援体制の強化

認定農業者を確保し、その経営改善を実現するためには、区市町村が行う認定申請個別相談会や、経営改善計画を実現するための相談活動、さらに区市町村独自の支援事業等を積極的に後押しする必要がある。よって、東京都においては認定農業者への支援体制をさらに強化するとともに、「認定農業者支援対策室（仮称）」を設置し重点的な対応を図ること。

2. 目標が認定農業者の指標に達しない農業者に対する支援強化

区市町村は、認定農業者を目指す経営水準には未だ達し得ない経営や、所有面積や労働力などの関係で認定には至らない経営であっても、意欲をもって農業経営を行っている農業者に対しては重要な地域農業の担い手として位置づけ、さらなる経営の発展を期待している。

認定農業者を将来にわたって確保し、経営のさらなる向上を目指すことにより農地の保全を進めていくためには、これら農業者を支援する仕組みが重要なことから、東京都にあってもこれら区市町村の取組に対して積極的な支援を行うこと。

3. 規模拡大を図る認定農業者の支援と農地の遊休化の防止

農地の遊休化を防止するとともに、規模拡大を図ろうとする認定農業者を支援するためには農地の流動化を一層推進する必要がある。

よって、農地リフレッシュ再生事業については地域の実情を踏まえた柔軟な運用と予算の拡充を行うこと。

さらに、都内では活用が難しい国の「農地集積協力金」の趣旨に基づき、農業者が高齢化や労働力不足等を理由として農地の貸し手となる場合には「農地利用促進協力金（仮称）」を交付する事業を創設すること。

4. 東京版の認定農業者経営指標の作成

(1) 作目別指標の作成

経営改善計画の作成を支援するとともに、認定農業者が自ら技術水準や経営改善の達成度をはかることができるよう、東京で生産されている主要な作目ごとの標準収穫量や投下労働時間を示す指標を作成し公開すること。

(2) 経営改善チェックシート（東京モデル）の作成

認定農業者が自ら経営改善計画の達成度を確認できるチェックシートの東京版モデルを開発する必要があることから、認定農業者や区市町村、関係団体の意見を十分に反映させられるよう、都担い手育成総合支援協議会と連携してその作成に取り組むこと。

(3) 家族以外の労働力を導入し経営発展を図ろうとする認定農業者への支援

農業生産を伸ばし収益を向上させるために家族以外の労働力を導入しようとする農業者を積極的に支援するため、実際に雇用労働力を活用している経営を参考にして経営部門ごとに雇用活用型の農業経営モデル指標を作成すること。

平成24年8月17日

第111回東京都農業会議通常総会